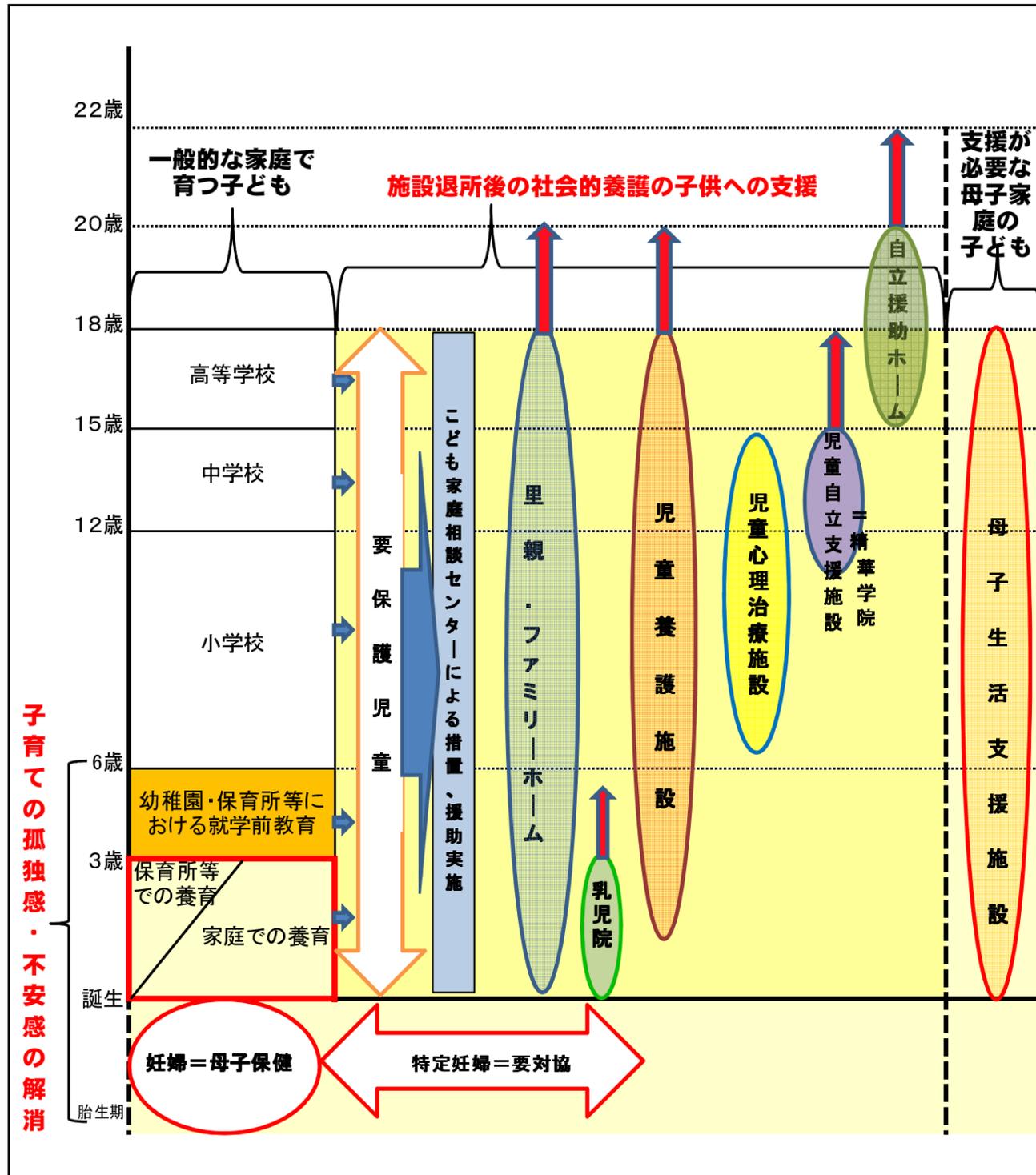


社会的養護のもとを巣立った子どもが社会で生き抜く力をつけるための支援について



《県での取組状況》

○子どもの「自立」サポート事業(H27～)

(1) 退所を控えた子どもに対する支援

- ・施設訪問による相談
児童養護施設訪問による施設職員及び児童との面談による児童の生活等の状況把握や施設退所後のアフターケアを協議
- ・児童が退所後も相談しやすい信頼関係の構築

(2) 退所後の支援

- ・相談(住居、家庭・交友関係、将来への不安等)
- ・施設退所者が集える「居場所づくり」
- ・就職活動支援(ハローワーク、面接への付き添い)

○児童養護施設退所者等自立支援資金貸付(H28～)

児童養護施設等を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付

* 返還免除要件

家賃及び生活費貸付=5年間就業継続した場合に全額返還免除

資格取得費=2年間就業継続した場合に全額返還免除

《上記以外に必要な支援策(案)》のご議論をお願いします。

○生活する上で必要な知識を得ること

- ①生活に関すること=生活費、住居探し・手続き 等
- ②働くことに関すること=マナー、税金、社会保険制度、金銭管理等
- ③暮らしの処世術=健康、食事、冠婚葬祭、防犯、人間関係 等

○自身の人生を計画する力を得ること

「ライフプランニング」に関する研修会の開催 等